

別紙標準様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	第1回くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会
開催日時	令和7年6月17日（火） 午前10時00分から午前11時15分
開催場所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出席者	近棟健二委員、高橋昌子委員、今西義行委員、岸本和代委員、長村幹夫委員
欠席者	－
案件名	(1) 会長の選出及び副会長の指名について (2) 会議運営事項の確認について (3) くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集要項（案）について (4) くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会選考基準（案）と選考方法について
提出された資料等の 名 称	<p>資料1 くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業実施法人の選定について（諮問）（写し）</p> <p>資料2 次第</p> <p>資料3 くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会委員名簿</p> <p>資料4 くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会委員配席表</p> <p>資料5 枚方市附属機関条例（抜粋）</p> <p>資料6 くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集要項（案）</p> <p>資料7 くすの木園跡地を活用した施設整備に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式）</p> <p>資料8 くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会選考基準（案）</p> <p>資料9 選考審査の手順について（案）</p> <p>資料10 今後のスケジュール（案）</p> <p>資料11 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準</p> <p>資料12 枚方市情報公開条例</p>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長を選出および副会長の指名をした。 ・くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集要項（案）について審議した。

	・くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会選考基準（案）と選考方法について審議した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開　　・枚方市情報公開条例第5条第3号、第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表する
傍聴者の数	1人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審議内容	
事務局	<p>ただいまから、「くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会」を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、障害企画課課長でございます。</p> <p>本日の出席委員は 5 名でございます。委員数の 2 分の 1 以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録について、ご審議いただきますが、審査会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。</p> <p>本来であれば、市長からご挨拶させていただくべきところではありますが、あいにく、公務が重なっております、本日は 福祉事務所長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局	【福祉事務所長挨拶】
事務局	<p>それでは、本審査会についてご説明をいたしますので、資料 5 の枚方市附属機関条例をご覧ください。</p> <p>本条例の別表 1 市長の附属機関の中に、本審査会がございます。</p> <p>左端から名称、担任事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に、規定しております。本審査会の担任事務は、「枚方市立くすの木園の跡地に障害者のグループホームの設置及び運営を行う事業者の選定に関する審査」でございます。</p> <p>それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p>
事務局	【委員紹介】
	<p>委嘱期間中は、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、附属機関条例第 9 条に守秘義務について定めております。</p> <p>そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。</p>

	<p>本審査会の庶務については、枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課で担当いたします。</p> <p>ここまでのご説明で、何かご質問はございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">【委員 質問なし】</p>
事務局	<p>それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;">【事務局紹介】</p>
事務局	<p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;">【資料確認】</p>
事務局	<p>それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。</p> <p>第4条の規定により、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。会長は、どなたにお願いいたしましたか。</p>
委員	<p>事務局に一任してはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局に一任とのご発言がありましたが、各委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局といたしましては、「近棟（ちかむね）委員」に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【委員了承】</p>
事務局	<p>では、近棟委員に会長をお願いします。</p> <p>以後の進行については、条例第5条第1項に基づき、会長が会議の議長となりますので、近棟会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、市長から本審査会会長への諮問書につきましては、皆さんに資料1として、その写しをお配りしておりますので、ご確認ください。</p> <p>それでは、これからのは進行は、会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【会長挨拶】</p>

会長

それでは、審議を進めてまいります。

まず、附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。

私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に「今西委員」を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【委員 異議なし】

会長

ご異議がないようですので、副会長は今西委員にお願いいたします。

それでは、審議を進めていきます。会議運営事項の確認についてです。

まず、本審査会につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることになりますが、この点について、確認したいと思います。

それでは、会議の公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

事務局

資料11の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」をご覧ください。資料の3ページをお開き願います。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、1号から3号に該当する場合は、公開しないことができるとしています。

次に、資料12の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開き願います。「枚方市情報公開条例」第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から4ページまでまいりまして、第7号まで列挙している「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定しております。

これらの中で、本審査会では、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第6号の意思形成過程にある情報として、例えば、募集条件等を定める募集要項や具体的な事業者選考基準を定める場合、また事業者選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当します。加えて、第7号の事務事業執行過程にある情報として、先ほどと同じく、具体的な選定基準を定める場合などが該当

	<p>するものと考えられます。</p> <p>そのため、本日の案件①の整備事業者の募集要項について、また、案件②の整備事業者選定審査会選考基準と選考方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えています。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、選考手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もあります。</p> <p>そのため、案件①の整備事業者の募集要項について、と、案件②の整備事業者の選定審査会選考基準と選考方法についての審議については、ともに非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【委員了承】</p>
会長	<p>それでは、本日の会議の案件①及び②については、非公開とします。</p> <p>次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>後の会議の案件につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、先ほど会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いします。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から次回以降の会議について、非公開としたい旨の説明がありましたら、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【委員了承】</p>
会長	<p>それでは、次回以降の会議については非公開とします。</p> <p>続きまして、本審議会の会議録について事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>再度、資料 11 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の 10 ページをご覧ください。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第 6 条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第 3 項で会議の名称等を記載して会議の記録</p>

	<p>を作成すること、第4項で審議会では発言内容等について記載することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、本審査会につきましても事務局で会議録案を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、発言者の表記につきましては、委員の皆様の活発な議論をお願いいたしたく、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。</p> <p>また、審査会からの答申を踏まえて市で事業者を決定した後に、会議録及び、資料のうち、本市の情報公開条例において非公開とするものを除くものについて公開いたします。</p>
会長	<p>【委員了承】</p> <p>会議録は、事業者決定後に、資料とあわせて公開されるとのことですので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>本日の会議資料につきましては、お手元の「第1回くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会」資料一覧をご覧ください。その中で、本日の案件の資料にあたります資料6から10につきましては、これからご審議いただきますが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点から支障があると考えますので、会議終了後、事務局でお預かりしたいと考えております。</p> <p>それ以外の資料については、お持ち帰りいただいても支障はありませんが、今後も会議は続きますので、審議を円滑に行っていただけるよう、事務局により、委員ごとに資料をファイルに綴じまして、次回、会議開催まで事務局で保管させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料は全て、事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【委員了承】</p>

会長	<p>会議運営事項の確認は以上とします。</p> <p>それでは、案件の審議に入りたいと思いますが、先ほど決定しましたように、ここからは非公開とさせていただきますので、傍聴の方は退室いただきますようお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴者退出】</p>
会長	<p>それでは、案件の審議に入りたいと思いますが、本審査会の担任事務は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、枚方市立くすの木園旧園舎跡地を活用して、障害者共同生活援助、いわゆる障害者グループホーム等を整備運営する事業者を選考することが目的です。このことを踏まえた上で、審議を進めたいと思います。</p> <p>それでは、次第8、案件の審議に入れます。</p> <p>まず、案件①「くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集要項（案）について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで説明していただき、その都度、審議していくということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【委員了承】</p>
事務局	(事務局説明 資料6 項番1～4)
会長	<p>では、「運営法人募集要項（案）について」、審議を行います。</p> <p>ただいま説明のあった資料6の「1. 事業の趣旨」から「4. 市有地の提供条件」までで、ご意見のある方はおられますか。</p>
会長	<p>続いて、「5. 応募資格」及び「6. 施設において行う事業の運営条件」まで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局説明 資料6 項番5及び6)
会長	では、皆さん、項番5及び6の中でご意見はありますでしょうか。
委員	6番のところで、（1）に重度障害者とあるが、種別はありますか。
事務局	今のところ種別の限定はしていません。

会長	続いて、「7. 募集要項及び申込書類の配布」から「11. 募集に係る質問等について」まで、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料6 項番7～11)
会長	では、皆さん、項番7から11の中でご意見はありますでしょうか。 それでは、事務局から続きの説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料6 項番12～最後まで)
会長	では、「12. 選定及び決定等」から最後まで、ご意見はありますか。
委員	募集要項の配布の日時は6月30日、7月9日には説明会ということとで、配布されてからのスパンが短いと思うが、説明会を必須としているのは支障がないでしょうか。
事務局	趣旨からしますと、募集を開始してから現地の説明会への申し込み及び参加の日程までは少し空いたほうがいいと思いますが、一方で実際に現地を見ていただいてから、応募について事業者に判断してもらうほうがいいと思いますので、できるだけ早い段階で現地での見学と説明をさせていただきたいと思い、この日程にしています。 7月9日に現地で説明会をして、その後に質問を受付、回答の後事業者が検討する期間を取れるよう、現地見学会はなるべく前にしたほうが良いのかと考えてこの設定しております。
委員	説明会に出ないと募集できないという要件なのですよね。
事務局	その通りです。
委員	募集要項の4番(2)について、国の補助金ができることが前提での話かと思うが、そのあと(5)で補助金が不採択となった場合は、1年遅れることがあると記載しているが、補助金が取れない可能性はないという理解でよろしいか。

事務局	必ず取れるという保証は現時点ではないと思っていますが、今まで国の補助金を活用した施設整備をいくつかしてきた中では、比較的要望した通りに補助金は決定されていました。だた国の予算の都合でとか、全国的な施設整備の動向などによって採択されないことはもちろんありますので、次の年必ずとは確約できません。あくまで、国の補助金を活用するという前提で、その内示が得られたという段階で補助事業に着手してもらうことになると思っています。
会長	それでは、続いて事務局から資料7「くすの木園跡地を活用した施設整備に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」の説明をお願いします。
事務局	(事務局説明 資料7関係)
会長	ただいまの説明に関して、ご意見のある方はおられますか。
委員	資料7の添付書類について、対象とされる法人は多岐にわたりますので、法人の種別によっては必ずしも作成を要さない書類もあるかと思います。添付14の決算一式については、法人税確定申告書であったり、勘定科目内訳書と明記をしたほうがいいと思う。また、17の財産目録についても、作成しているのが、社会福祉法人、学校法人、宗教法人しかなく、会社法上の会社は作成していないと思います。それに関しては補足等をつけたほうがいいと思います。
事務局	かしこまりました。ご意見を踏まえて、修正させていただきます。
会長	案件①について、これまでのところで他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 今回いただきましたご意見では、大幅な修正意見はなかったと思いますので、皆様から頂きましたご意見を踏まえ、今後、事務局で資料の修正を行なってもらいます。今後の手続きを円滑に行うため、資料の修正に係る事務局との調整は、会長である私にご一任いただけますでしょうか。 また、修正後の資料は、後ほど事務局から皆様に情報提供させていただきます。いかがでしょうか。
	(一任との声)
会長	ありがとうございます。それでは事務局と調整して作業を進めてま

	いります。
	次に、案件②「くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会選考基準（案）と選考方法について」のうち、まず選考基準（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局から説明)
会長	案件②の内、選考基準（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。
会長	次に、選考方法について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局から説明)
会長	案件②の内、選考方法について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。
	<意見交換>
会長	案件②については、概ね、事務局案で了承されたかと思います。選考基準と選考方法は事務局案といたします。 事務局から、選考に関わることで、その他、何かありますか。
事務局	事務局から、お願いがございます。 今回の第2回審査会では、選考を行っていただきます。その際、公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している施設に勤務されている方などにつきましては、選考に関する利害関係者となりますので、審査委員としての採点につきましては、ご辞退いただくことが適當ではないかと考えております。現時点で委員の中にこれらに該当する可能性のある方が居られるかどうか、また、公募してみないとわからない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選考の前に、万一、その様なケースに該当する場合は、お申し出いただき、審査会の場で、ご確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取扱いについて、改めて、ご審議いただければと考えております。 この点につきまして、公募に先立ち、ご確認をいただく必要があるのではないかと考え、ご提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長	<p>ただ今、事務局から提案がありましたが、現時点では、まだ、どの法人から応募があるのか、わからない状態ですが、公募前に、公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応を、はつきりさせておくということですが、皆様、事務局の説明どおりで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【委員了承】</p>
会長	<p>それでは、そのようなことが生じるかは、現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願ひいたします。</p> <p>以上で、選考方法については、おおむね、事務局案で了承されたかと思います。なお、次回、第2回の審査会で、書類審査の前に、応募法人の関係者に該当するかを含めて、もう一度、皆さんと選考方法について確認してまいりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>その他に何かございますか。</p>
委員	<p>第2回審査会について、1日で終了する募集だという理解でよろしいか。それとも何日もあるのですか。</p>
事務局	<p>応募法人の数にもよりますが、出来ることなら1日で終わればと考えております。ただ、応募が多数の際には、日程調整などご協力をお願いします。</p>
委員	<p>日程調整は早めにお願いします。</p>
事務局	<p>かしこまりました。皆様お忙しい方ばかりですので、早めに日程調整させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、事務局から、法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、法人決定までのスケジュールについて、ご説明いたします。</p>
	<p>資料10の今後のスケジュール（案）をご覧ください。</p>
	<p>さきほど募集要項の中でご説明した部分につきましては、省略しながら説明させていただきます。</p>

	<p>6月30日から応募書類の配付を開始し、説明会及び現地見学会を挟みまして、8月29日に応募申込みを締め切ります。その後、書類審査に向けて事務局において書類の準備や確認をさせていただきます。応募法人からの提案内容について、事務局だけではなく、関係部署への確認も必要になりますので、少しお時間をいただきたく存じます。また、提出された応募書類一式については、ボリュームもありますし、皆様に審査していただくにあたり、事前に読み込んでいただくお時間の確保が必要と考えることから、審査会に先立ち、あらかじめ皆様のお手元にお届けいたします。これらの事前準備を行ってから、次回審査会の開催時期は、10月中旬以降で予定しております。</p> <p>第2回選定審査会では、はじめに、応募法人の関係者の有無や選考審査の手順を再度、ご確認いただいた後に、書類審査及びプレゼンテーション審査を行っていただきます。プレゼンテーション審査は、1法人あたり質疑を含めて約30分と考えております。その後、整備事業候補者の選定、附帯意見の有無、諮問に対する答申書（案）の検討を行っていただきます。</p> <p>したがいまして、事務局といたしましても円滑な会議運営に努めさせていただきますが、応募法人の数によっては、次回審査会につきましては長時間に及ぶ可能性もございますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	ただいま事務局から、今後の審査会の流れについて説明がありました。
委員	委員の皆さん、大変だとは思いますが、より良い法人を選定できるよう、皆さんと協力しながら、審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	たくさん応募していただいて、選ぶぐらいになるといいなと思いますが、あまり多すぎると審査も大変になると思います。比べられるくらいのほうがいいのかと思いますが、募集の周知というのは、どういう形でされるのでしょうか。
会長	いまのところ、予定しておりますのが、広報ひらかたに紙面で載せること、市HP、公式LINE等SNSでの活用する周知、市内のグループホームを運営する事業者には案内をお送りするなど、事業者の皆様に関心を持っていただけるよう、思いつく限りの手段を用いて周知していきたいと思います。
	また、これは会長としての意見ですが、法人経理については、なか

	なか、我々では判断できない部分、難しい部分になるよう思います。法人経理の分野については、専門家の委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に説明いただければと考えていますが、皆さん、いかがでしょうか。
	【委員了承】
会長	委員、お願ひできますでしょうか。
委員	了承しました。
会長	これで、本日の案件はすべて終了しました。その他、事務局からありましたらお願ひします。
事務局	<p>第2回審査会の日程につきましては、予定表を委員の皆様にメールでお送りさせていただきますので、ご予定を記入後、事務局までメールにてお知らせいただきますようお願いいいたします。</p> <p>日程が決まりましたら、事務局からお知らせいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会長	最後に何かご質問等ございますか。
委員	募集要項の配布から説明会が短いので、説明会への参加が必須要件になっていることを、トラブルにならないように配布の際にはしっかりとお伝えしてもらうようにお願いします。
事務局	ありがとうございます。ご指摘の点について留意して周知させていただきます。
会長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会します。お疲れ様でした。